

| 相手国政府・ 相手国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額又 は贈与額と贈与期限 (注2) | 署名日 署名地 (外務省) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|--------------------------|--|--------------------------|------------------------------|---|------------------|---------------------|
| コモロ | 食糧援助に関する日本国政府と 干九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入 コモロ連合政府との間の交換公 文 | 140,000千円 H23. 3.31まで | H23. 3.1 モロニで (同日) | 日本側 川口哲郎在コモロ 大使 コモロ側 ファーミ・サイ ード・イブラヒム外務・ 協力大臣 | H23. 3.17 82号 | |

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。記している。
 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。